上社インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
大森インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
松河戸インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
勝川インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
楠ジャンクション	400	500	600	800	1,200
山田西インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
平田インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
清洲ジャンクション	400	500	600	800	1,200
清洲東インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
甚目寺北インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
大治北インターチェンジ	400	500	600	800	1,200

②　一般国道１号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ．普通車

				藤　沢	
			茅ヶ崎中央	300	
		茅ヶ崎西	100	300	
		茅ヶ崎海岸	—	200	400
	平　塚	—	—	—	—
大　磯	300	—	—	400	600

ロ．大型車

				藤　沢	
			茅ヶ崎中央	460	
		茅ヶ崎西	150	460	
		茅ヶ崎海岸	—	300	610
	平　塚	—	—	—	—
大　磯	460	—	—	610	920

ハ．特大車

					藤　沢
				茅ヶ崎中央	1,150
			茅ヶ崎西	360	1,150
		茅ヶ崎海岸	—	720	1,510
	平　塚	—	—	—	—
大　磯	1,150	—	—	1,510	2,300

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（注２）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（注３）茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

③　一般国道１号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

料金所＼車種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
橘	200	250	300	400	700
国　府　津	100	150	200	250	400
石　橋	150	200	250	350	550

㈱　上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

④　一般国道138号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

区間＼車種		普　通　車	大　型　車	特　大　車
全　線		1,040	1,560	3,780
一部線	A　区　間	520	780	1,890
	B　区　間	520	780	1,890

（注１）A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注２）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（注３）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。